

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さんの同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

■ 初診時 1点

■ 再診時 1点(3ヶ月に1回に限り算定)

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

JOY メディカルクリニック